



2つの給付金について

【臨時福祉給付金】

●支給対象者

…平成 27 年度分の住民税が課税されていない方が対象です。

※課税されている方に生活の面倒を見てもらっている場合（住民税において、どなたかの扶養となっている場合）

・生活保護の受給者である場合などは対象となりません。

●支給額

…1人につき 6,000 円

●基準日

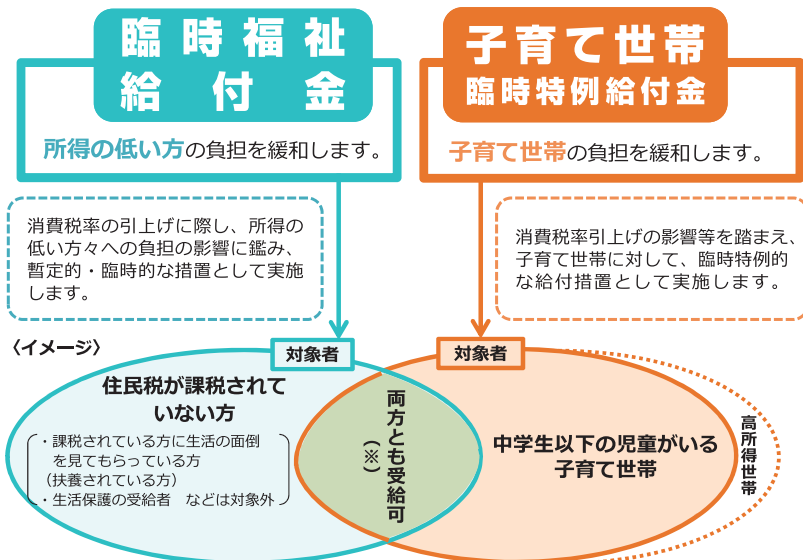
…平成 27 年 1 月 1 日時点で住民票が錦江町にある方が対象です。

●申請先

…錦江町役場住民税務課税務チーム・支所住民生活課税務地籍チーム

●申請期間…平成 27 年 8 月 3 日（月）～ 10 月 30 日（金）

●提出書類…申請書（役場及び各公民館でさせていただきます。）



【子育て世帯臨時特例給付金】

●支給対象者 平成 27 年 6 月分の児童手当を受給される方が対象です。

※ただし、特例給付(児童手当の所得制限額以上の方に、児童 1 人当たり月額 5,000 円を支給しているもの)を受給される方は、対象となりません。

●対象児童…支給対象者の平成 27 年 6 月分の児童手当の対象となる児童

●支給額…対象児童 1 人につき 3,000 円

●基準日…平成 27 年 5 月 31 日

●申請先…錦江町役場保健福祉課福祉チーム・支所住民生活課民生チーム

●申請期間…平成 27 年 9 月 24 日（木）まで

●提出書類…申請書（対象者に郵送してあります。公務員の方の子育て臨時特例給付金の申請については、所属長の指示に基づき、平成 27 年 5 月 31 日現在の住所地（市町村）に申請してください。）

結婚 50 周年の申し込みについて

本町では、結婚 50 年目を経過し、夫婦共に健在の方々を対象に平成 27 年度合同金婚式を平成 27 年 10 月 28 日（水）に予定しています。対象となられる方につきましては、役場でも調査をいたしますが、結婚後、本町に転入された方々、本籍地が町外にある等の方々は調査できませんので、8 月 21 日（金）までに必ずご連絡ください。

【対象者】

- ① 昭和 40 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までに婚姻届を提出し夫婦ともに健在の方々
- ② 結婚当時の事情で届け出が遅れた方々で、第 1 子が昭和 40 年中に出生している場合は該当します。

※詳細につきましては、福祉チーム・民生チームまでお問い合わせください。

【連絡先】保健福祉課 福祉チーム TEL 22-3042・住民生活課 民生チーム TEL 25-2511